第27回 浦安市墓地公園運営審議会 議事録

令和2年8月31日開催

浦安市 環境衛生課

1. 開催日時

令和2年8月31日(月) 14時00分 ~ 15時15分

2. <u>開催場所</u>

浦安市文化会館 3階 大会議室

3. 出席者

- 〇 内田市長
- 委員 7名 喜多村会長、染谷副会長、村上委員、板橋委員、大塚委員、石川委員、渡邉委員
- 事務局 6名

環境部 橋野部長、大塚次長

環境衛生課 槇課長、内田課長補佐、遠藤係長、高橋係員、駒田係員

○ 傍聴人 3名

4. 次第

開会

- ① 委嘱状の交付
- ② 自己紹介(委員及び事務局)
- ③ 市長挨拶
- ④ 会長・副会長選出
- ⑤ 諮問書の提出
- ⑥ 議事
 - (1) 墓地公園運営の状況
 - (2) 次回の審議会に向けて(導入)

5. 本審議会の概要

今年度、第1回目の開催となった、第27回浦安市墓地公園運営審議会は、浦安市文化会館、大会議室で行われ、審議会の会長、副会長には、喜多村氏、染谷氏が、委員の互選により、それぞれ選出された。その後、喜多村会長による議事進行の元、事務局から現在の墓地公園の運営の状況や次回の審議に向けた導入説明を行った。

6. 議事における質疑応答

- (委 員) 昨年度から供用開始した小型墓所($1 \times 1.5 \text{ m}^2$ 、以下同じ)についても、 生前申込(抽選制)の受付を行っているのでしょうか。
- (事務局) 小型墓所については、今年度から生前申込の受付を開始します。 なお、通常墓所(1区画 3.0 ㎡、以下同じ)については、平成 26 年度から 生前申込の公募を開始しており、50 の募集に対して、300~400 程度の応募 (当選倍率は6~8倍で推移)があります。

- (委員) 墓所は生前申込の抽選に当選しないと使用できないのでしょうか?
- (事務局) 墓地公園では、開園以来、身内の方が亡くなられた市民の方に対して、優先的に、墓所の使用を許可(通常受付)しています。通常受付の資格要件を満たしている方であれば、生前申込に当選されなくても、無抽選で墓所をご利用いただけます。
- (委員) 納骨堂など墓所以外の施設で、需要に対して供給が追い付いていない施設や 供給が既に終了している施設はありますか?
- (事務局) 市では、需要に応じて段階的に整備を進めており、全ての施設について、新 規の受入を行っております。どの施設についても、通常受付の資格要件を満 たしていれば、申請書類を提出いただいた翌月には、ご利用いただけます。
- (委員) 通常墓所には骨壺が8体まで埋蔵できるとのことですが、8体以上を埋蔵する必要が生じた場合、どのように対処すべきでしょうか?
- (事務局) 埋蔵年数の経過に伴い、骨壺の骨量は目減りしていくため、納骨する際、骨壺の数を整理して、空きスペースを確保する方法がございます。市でも今回独自の対応策を検討しておりますので、次回以降の審議会でその内容について、ご説明させていただく予定です。
- (委員) 墓地使用料の欄に市外者料金の記載がありますが、現に市外に在住している 方についても生前申込等に応募できるのでしょうか?
- (事務局) 墓地公園は市が運営する墓地ですので、申請の段階で浦安市に住民票がない方は、原則として、墓地公園を利用することはできません。 なお、市外者料金の運用についてですが、例えば、墓所使用者から毎年いただく管理料は、住所地に応じた料金をいただくため、その年における登録住所が市外地だった場合、市外者料金が適用されます。
- (委員) 墓所の更新手続きについて、市と使用者の間でどのようなやり取りを想定されていますか?
- (事務局) 今回の審議会で承認いただいた内容については、来年度、速やかに、使用者 に対し、ご連絡させていただく予定です。

更新に必要な書類等については、十分な検討期間を設けた上で、改めて、送 付させていただきます。

- (委員) 昨年度、墓所使用者に対し、アンケート調査を行ったとのことですが、墓所 の更新期間に関するアンケート結果等があれば、教えていただきたい。
- (事務局) 墓所使用者に対し、希望する更新年数について、アンケート調査を行ったところ、回答者のうち、80%の使用者が30年更新を、17%の使用者が20~10年更新を、3%の使用者が5~1年更新を希望しているという集計結果が得られました。次回の審議会では、アンケート調査の統計データも参考にしつつ、墓所の更新年数を検討いただきたいと考えております。
- (委員) 昨年度に実施したアンケート調査の結果について、複数の質問を組み合わせ て検証するクロス分析は行っていますか?
- (事務局) 墓所使用者のニーズをより正確に捉えるため、クロス分析による検証も併せ て行っております。

7. 次回の審議日程

次回の運営審議会は、11月2日(月)14時から開催することで承認いただいた。

8. 問い合わせ先

環境部 環境衛生課 墓地公園係 Ты 047-712-6526